

保護者 様

牧之原市立相良小学校長

夏季のマスク着用等について

梅雨の季節を迎えました。保護者の皆様には益々御健勝のこととお慶び申し上げます。学校再開後の対応についても皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。

さて、夏季の高温期を迎え、感染症予防のためのマスク着用による熱中症リスクも気になるところです。文部科学省の通知によれば、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏におけるまん延状況により判断することが重要とされています。

つきましては、地域の感染状況を踏まえ、今後のマスク着用等について下記のようにしますので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 地域の感染状況と「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準			
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施 <sup>2</sup>	リスクの低い活動から徐々に実施 <sup>2</sup> し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・生活圏内の状況が、  
 ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び  
 ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

左表は、文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.6.16 Ver.2)」(以下、「学校の新しい生活様式」)より転載したもので、今後の対応について、感染状況に応じて決定していくことが示されています。

現在、牧之原市の感染レベルは「レベル1」と判断されていますので、十分な感染対策を行った上で、様々な教育活動が可能とされています。

## 2 マスクの着用について

学校での教育活動では「密集・密接・密閉」の感染リスクに配慮した対応を行っていますが、「3密」が避けられない状況もあることから、児童に身体的距離の確保とマスク着用、手洗い（手指消毒）の習慣化、咳エチケットの指導を継続して行います。

しかし、今後、夏季の高温期を迎え、熱中症のリスクが高まることや本地域の感染状況が「レベル1」であることから、当面の間、以下のような対応と指導を行います。

- ア 屋外や換気した体育館において、身体的距離に配慮して行う体育の授業では、マスクを着用しなくてもよい。
- イ 休み時間に屋外で、身体的距離に配慮して遊ぶ場合には、マスクを着用しなくてもよい。
- ウ 校外活動の場合には、マスクの着用について引率者から指示をする。
- エ 登下校時においても、屋外であることから、必ずしもマスクを着用しなくてよい。ただし、集団登校時には密接しないよう1m程度の距離を空けて1列で歩行する。バスでの登下校の際には、バス内ではマスクを着用する。
- オ ア～エにおいて、近距離での会話や接触、大きな発声を控える。
- カ 体育や外遊び、登下校等の前後において、手洗い・うがいを行わせる。
- キ 屋内では、原則、マスク着用となるので、必ずマスクをもたせてください。

(参考資料) 文部科学省「学校の新しい生活様式」より

### (3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)

#### ①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。配慮事項等については別添資料2(事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日))を参照してください。



## 3 児童生徒の出席停止の取扱いについて(変更点)

これまで児童に37.5℃以上の発熱が見られた場合には、解熱後3日間程度は自宅で療養すること(出席停止)をお願いしてきましたが、今後は、解熱し体調が回復した場合には翌日から登校させていただいてかまいません。同様に、家族に発熱や風邪症状が見られる場合にも、登校させていただいてかまいません。(ただし、大事を取って休む場合には「出席停止」とします。)

担当 教頭

52-1433